



## 「食品衛生関係行政処分等事務処理要領の一部改正(案)」 に対する、県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、食品衛生法等の規定に基づく必要な行政処分等の措置を行うため、「食品衛生関係行政処分等事務処理要領」を定めています。

このたび、食品衛生法の一部改正及び食品衛生に関する条例の廃止に伴い、この要領の一部改正を行います。

つきましては、行政手続法第 39 条の規定に基づき、県民の皆様からご意見を募集します。

- 1 募集事項  
「食品衛生関係行政処分等事務処理要領の一部改正(案)」に対するご意見
- 2 募集期間  
令和3年9月1日(水)から令和3年9月30日(木)まで
- 3 改正(案)の閲覧方法
  - (1) 下記のリンクからご覧いただけます。  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/210901-public.html>
  - (2) 行政情報センター(県庁西庁舎1階)及び地域振興局の行政情報コーナーでもご覧いただけます。
- 4 意見の提出方法及び提出先  
上記ホームページに掲載している意見提出様式等により、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。
  - (1) 郵送  
〒380-8570(県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。)  
長野県健康福祉部食品・生活衛生課あて
  - (2) ファクシミリ  
026-232-7288
  - (3) 電子メール  
shokusei@pref.nagano.lg.jp
- 5 その他
  - ・いただいたご意見については、個別に回答はいたしません。ご意見の概要と県の考え方を個人・団体名が特定されない形で長野県ホームページに公表する予定です。
  - ・ご記入いただいた個人情報は、ほかの目的には一切使用しません。
  - ・ご意見を正確に把握するため、電話及び口頭での意見は受け付けいたしません

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係  
(課長)吉田 徹也 (担当)矢島 康宏、塚田 竜介  
電話:026-235-7155(直通)  
026-232-0111(代表)内線 2661  
FAX:026-232-7288  
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp